

刑事訴訟法

福田平
米山耕二

本学において「刑事訴訟法」に関する講義がはじめて行なわれたのは、東京高商の時代、大正六年のことであり、「民刑訴訟法及裁判所構成法」という名のもとに大審院検事板倉松太郎博士によってであった。板倉博士は、すでに明治四三年に「刑事訴訟法玄義」を、そして大正二年には「民事訴訟法綱要」を著しており、手続法の担当者として適任であった。翌大正七年度も板倉博士が講義を担当したが、同八年度には大審院検事林頼三郎氏の担当となっている。林氏は、翌大正九年に法学博士となり、後に検事総長、大審院長、司法大臣、枢密顧問官を歴任し、さらに中央大学学長および総長を務め、著書には「刑事訴訟法要義」（大正一一年以降分冊出版）、「日本陪審法義解」（大正一五年）などがあり、実務家として有数の刑事訴訟法研究者であった。

東京商大に昇格後、大正九年度から昭和八年度まで、「刑事訴訟法」は、科目名からは消えているが、講義は次のように行なわれていた。すなわち、大正九年度から一二年度までは「民事訴訟法及裁判所構成法」の講義を林頼三郎博士が担当し、同十三年度以降は「手続法」という名のもとに、昭和五年度までは板倉松太郎博士、同

六・七年度には専門部教授の常盤敏太氏、そして同八・九年度には本学において刑法を担当していた東京帝国大学教授牧野英一博士が講義を担当している。昭和一〇年度、はじめて「刑事訴訟法」という科目名のもとに牧野博士がその講義を担当した。牧野博士の刑事訴訟法に関する著書としては「刑事訴訟法」（大正五年、昭和一五年改訂）などがある。そして、昭和一二年度および一四年度には常盤教授がその講義を担当したが、同一五年度以降は刑事訴訟法の講義は開講されず、そのまま新制期を迎えることとなった。

新制の一橋大学となり、昭和二四年五月に法学部（法学社会学部）が発足してからは、同三一年度まで刑法講座担当の植松教授が刑法とともに刑事訴訟法の講義も担当した。そして、昭和三二年度から三五年度まで、東京大学教授平野龍一博士が非常勤講師として刑事訴訟法の講義を担当した。平野博士は、戦後、わが国における刑事訴訟法学の発展に多大の寄与をされた指導的学者であり、刑事訴訟法に関する著書として「刑事訴訟法」（法律学全集43、昭和三三年）などがある。

昭和三六年度、刑事訴訟法は休講となっている。翌昭和三七年度には東北大学教授嶋良弼博士が非常勤講師として講義を担当し、引き続き同三九年度まで嶋博士が、同四〇年度には再び平野博士が講義を担当したが、同四一年四月に嶋博士が本学の専任教官として着任した（一年間は東北大学教授を併任）。ただ、刑事訴訟法がまだ講座化されていなかったため、当初は民事訴訟法講座所属の教授となり、その二年後、昭和四三年四月に刑事訴訟法講座が新設されてその初代担当教授となっている。ここに、本学における刑事訴訟法学の歩みが名実ともに始まることとなったのである。

嶋教授は、はじめ判事の職にあったが、その後、東北大学に転じて「訴訟対象論序説」（昭和三一年）、「刑事

証拠法」(昭和三三年)そして「刑事訴訟における技術と倫理」(昭和三九年)などを著し、すでにすぐれた研究者として名を成していた。そして、昭和四一年に本学に移って以降、その研究は一段の深みを増したといえよう。「訴訟管理権」、「公訴権論」、「報道の自由と刑事訴訟法——証言拒否権」、「裁判過程における法解釈——法の Penumbra と裁判官の役割」そして「プライバシーの権利」などの論述のうちに、従来からの大陸法的、ことに新カント派的な思惟方式の長所を生かしつつ、英米法的な経験法学への志向を強く意識するという方法論の深まりをみることが出来る。右の諸論文をはじめとする主要な研究成果は、退官の年(昭和四八年)に出版された「刑事訴訟法の新展開」にまとめられている。鴨教授の研究をさらにみると、ともすれば政策論が過度に強調されてきた戦後の刑事訴訟法学において、基礎理論と歴史的考察の重要性を説く姿勢を基本としていることが注目される。その学説は豊かな学識と鋭い洞察力に基づき、すぐれた方法論的基礎づけに裏打ちされたものである。在職すること七年、それは決して長いとはいえないが、その間に残された鴨教授の業績により、本学における刑事訴訟法学は大きな飛躍をとげたのである。他方、鴨教授は教育面においても力を尽くし、ゼミナル指導生の中から多くの法曹人を送り出すとともに、研究者の養成にも心を配っている。

昭和四七年四月、米山耕二氏が刑事訴訟法講座所属の助手(現専任講師)に就任した。なお、鴨教授は昭和四八年四月に定年退官したが、その後二年間、非常勤講師として講義を担当した。昭和五〇年度は、村井敏邦専任講師(現教授)が刑事訴訟法の講義を担当した。